

地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)

改正案	現行
<p>(退職手当の財源に充てるための地方債等) 第二十四条</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国(国の地方行政機関及び裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。)、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。)<u>又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新工</u>ネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団(</p>	<p>(退職手当の財源に充てるための地方債等) 第二十四条</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国(国の地方行政機関及び裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。)、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。)<u>又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新工</u>ネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸</p>

以下「公団等」という。)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

施設整備事業団(以下「公団等」という。)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

（傍線部分は改正部分）

別表第一（第二条関係）		名称	日本育英会
		根拠法	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
別表第一（第二条関係）		名称	日本銀行
		根拠法	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
別表第一（第二条関係）		名称	日本育英会
		根拠法	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
別表第一（第二条関係）		名称	日本学術振興会
		根拠法	日本学術振興会法（昭和四十二年法律第二百二十三号）
別表第一（第二条関係）		名称	日本銀行
		根拠法	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第二条関係）			
名称	根 拠 法	名称	根 拠 法
日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）	日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
名称	根 拠 法	名称	根 拠 法
日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）	日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本学術振興会	日本学術振興会法（昭和四十二年法律第二百二十三号）	日本学術振興会	日本学術振興会法（昭和四十二年法律第二百二十三号）